

《住民票の写し等の請求の際の注意》

1. 住民票の写し等の交付を請求できるのは、以下の場合です。
 - ① **本人または本人と同一世帯に属する方による請求**
(住民基本台帳法第12条)
 - ② 国・地方公共団体の機関による請求
(住民基本台帳法第12条の2)
 - ③ ①②以外の場合で、住民票の記載事項を確認する正当な理由がある方による請求 (住民基本台帳法第12条の3)

2. **不当な目的**によることが明らかな請求には、応じられません。
(住民基本台帳法第12条第6項)

3. 請求の際は、**窓口に来られた方の本人確認書類**をご提示または**ご提出**いただきます。

4. 代理人が請求するときは、「**委任状**」が必要となります。

5. 第三者が請求するときは、「**請求理由を明らかにする資料**」が必要です。(住民基本台帳法第12条の3第6項)

6. 偽りその他不正の手段により、住民票の写し等の交付を受けたときは、**30万円以下の罰金に処せられます**。
(住民基本台帳法第47条第2項)